

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	67
提出時期	令和 3 年 12 月 (定例会)・臨時会)		
案件名	福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の特例に関する条例の制定について		
要 旨	<p>【制定理由】</p> <p>福島復興再生特別措置法に基づき作成された福島県特定事業活動振興計画において県内全域を対象区域とする風評税制が新設され、これによる固定資産税の課税免除を行うにあたり条例の制定が必要であるため。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>福島県特定事業活動振興計画に基づき県の指定を受けた個人事業主又は法人が、原子力災害による風評被害に対処するため機械、備品や建物等を取得し県知事の認定を受けた場合、対象となる償却資産や家屋、土地の固定資産税を5年間課税免除するもの。</p> <p>【施行期日】</p> <p>公布の日から施行する。</p>		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	68
提出時期	令和 3 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埴町復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災復興特別区域法の一部改正に伴う所要の改正。 <p>【具体的な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東日本大震災復興特別区域法の一部が令和 3 年 4 月 1 日に改正されたことに伴い、埴町は対象区域外となりましたが、新たに経過措置が設けられ、「やむを得ない事情」により令和 3 年 3 月 31 日までに対象資産を導入できなかった事業者が、令和 6 年 3 月 31 日までに対象資産を導入した場合に限り、従来どおり課税免除の特例措置の適用を受けることができるようになりました。 <p>※「やむを得ない事情」とは、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により設備導入等の遅延などした場合。</p> <p>【施行期日】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公布の日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用。 		
担当課	町民課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	69
提出時期	令和 3 年 12 月 (定例会)・臨時会)		
案件名	埴町国民健康保険条例の一部を改正する条例について		
要 旨	<p>【改正理由】</p> <p>出産育児一時金の支給額について、産科医療保障制度掛金の引き下げに伴い、同制度に加入している分娩機関で分娩する場合に 加算する額を引き下げるとともに、出産育児一時金の基本額を引き 上げることによって、加算後の支給総額を 42 万円に維持するも の。</p> <p>【具体的な内容】</p> <p>出産育児一時金基本額の引き上げ 404,000 円 ⇒ 408,000 円 (参考) 埴町国民健康保険給付規則第 8 条改正 (産科医療保障掛金相当加算額の引き下げ 1.6 万円 ⇒ 1.2 万円)</p> <p>【施行期日】 令和 4 年 1 月 1 日</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	70
提出時期	令和 3 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埜町下水道条例の一部を改正する条例の制定について		
要 旨	<p>【改正理由】下水道法の一部改正に伴い同法を引用している規程について所要の改正を行う。</p> <p>【具体的な内容】 第5条に但し書きを追加 第6条に指定工事店以外ができる工事を明文化し追加</p> <p>【施行期日】 令和3年11月1日</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	71
提出時期	令和 3 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	埤町辺地総合整備計画の変更について		
要 旨	<p>【提出理由】</p> <p>令和 3 年度に実施する予定の湯岐辺地に係る事業「湯遊ランド線改良事業」について事業費の変更を行い、辺地対策事業債の対象事業を執行する。</p> <p>以上、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項の規定により、湯岐辺地に係る総合整備計画を変更する。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	72
提出時期	令和 3 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町一般会計補正予算 (第 3 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町一般会計補正予算 (第 3 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入で、主に町税・地方交付税・分担金及び負担金・使用料及び手数料・国庫支出金・県支出金・財産収入・繰入金・町債等を、歳出で、主に議会費・総務費・民生費・衛生費・農林水産業費・商工費・土木費・消防費・教育費を補正するものである。</p> <p>歳入歳出それぞれ 1 2 1, 6 8 3 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 7, 0 2 8, 6 3 6 千円とするもの。</p>		
担当課	総務課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	73
提出時期	令和 3 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では県支出金等を、歳出では保険事業費等を補正するものである。</p> <p>歳入歳出それぞれ 1 7 5 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 9 9 1, 4 0 4 千円とするもの。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	74
提出時期	令和 3 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町農業集落排水処理事業特別会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では繰入金を、歳出では総務費等を補正するものである。</p> <p>歳入歳出それぞれ 7 2 9 千円を減額し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 1 1 7, 4 5 2 千円とするもの。</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	75
提出時期	令和 3 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では繰入金を、歳出では事業費等を補正するものである。</p> <p>歳入歳出それぞれ 2, 599 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 238, 638 千円とするもの。</p>		
担当課	生活環境課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	76
提出時期	令和 3 年 12 月 (定例会)・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 218 条第 1 項の規定により、令和 3 年度埴町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) を議会に提出し、議決を求めるもの。</p> <p>本予算は、歳入では保険料・国庫支出金・支払基金交付金・県支出金・繰入金を、歳出では保険給付費等を補正するものである。</p> <p>歳入歳出それぞれ 70, 400 千円を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ 1, 142, 760 千円とするもの。</p>		
担当課	健康福祉課		

議 会 提 出 案 件 の 要 旨

提出形式	議案・諮問・承認・認定・同意・報告	番号	77
提出時期	令和 3 年 12 月 (定例会・臨時会)		
案件名	令和 3 年度埴町上水道事業会計補正予算 (第 2 号)		
要 旨	<p>【具体的な内容】</p> <p>令和 3 年度埴町上水道事業会計予算の</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 3 条の収益的支出の予定額 ・ 第 4 条の資本的収入及び支出の予定額 ・ 第 8 条に定めた経費の金額 <p>について、それぞれ補正するものである。</p>		
担当課	生活環境課		